

2 情 個 第 3 6 号

令和2年12月15日

京丹後市教育委員会

教育長 吉岡 喜代和 様

京丹後市情報公開・個人情報保護審査会

会長 曾 根 寛

答申書の交付について

京丹後市情報公開条例第19条第1項の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を交付します。

事件番号 令和2年10月13日付け2情個第23号

事 件 名 情報公開請求に対する令和2年9月14日付け2教育第893号公文書の存否を明らかにしない決定に係る審査請求

答 申 書

第1 審査会の結論

本件異議申立の対象とされた公文書の存否を明らかにしないとする京丹後市教育委員会の決定は妥当と思料されることから、本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 不服申立ての経緯

- (1) 本件の審査請求人●●●●氏（以下「審査請求人」という。）から、京丹後市情報公開条例（以下「公開条例」という。）第6条第1項に基づく公文書公開請求書が令和2年8月13日付けで京丹後市総務部総務課（以下「総務課」という。）に提出され、公開請求書は総務課から実施機関に送付された。
- (2) 実施機関は、令和2年8月21日付け2教育第781号により、審査に時間を要することを理由として、公開条例第13条第2項に基づく公開決定等期間延長の通知を総務課を介して審査請求人に交付した。
- (3) 実施機関は、令和2年9月14日付け2教育第893号により、公開条例第12条第2項に基づく公文書の存否を明らかにしない決定の通知を総務課を介して審査請求人に交付した。
- (4) 審査請求人は、令和2年9月23日付けで、公文書の存否を明らかにしない決定に対して不服申立てをした。

第3 審査請求人による不服申立ての主たる理由

実施機関は、本件公文書の存否を明らかにしない決定通知書（以下「決定通知書」という。）の「存否を明らかにしない理由」欄に「個人の処罰に関する情報であるため、存否を明らかにしない。」と記載しているが、根拠条例の明記がなされていない。根拠条例は公開条例第11条であると思われるが、仮に、公文書に非公開情報が記録されている場合であったとしても、公開条例第10条の趣旨を勘案して、「公益上特に必要がある」事案として処理されるべきである。

また、審査請求人は、本件公文書公開請求を通して、公務員の処罰の有無について明らかにすることを目的としていないことから、請求に係る公文書のうち、公務員

の職務遂行に係る情報と氏名に関する情報を分けることにより、公開条例第7条第1号に基づく非公開情報を除けば、特定の個人を識別することはできず、これを公にしても個人の権利利益を害するものではないから、請求した公文書の部分公開決定をするべきである。

第4 実施機関による存否を明らかにしない決定に係る理由の説明

- (1) 本件公文書公開請求に係る公文書は、その請求内容から、個人の処罰に関する情報であり、公開条例第7条第1号において、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるものに該当する。
- (2) 本件公文書公開請求に係る公文書は、公開条例第7条第1号に規定する非公開情報を非公開として決定した場合、仮に公務員の職務遂行に係る情報と氏名に関する情報を分けることができたとしても、請求内容と照らし合わせれば、処理過程の一部を構成する内容により、請求にある特定個人を処分し、又は処分相当の問題行為の有無を明らかにすることとなり、結果として本来保護すべき個人に係る情報を公開することとなるため、存否を明らかにしない決定とした。根拠条例は、公開条例第11条である。
- (3) 審査請求人の主張する公開条例10条の趣旨については、これを勘案しても仮に請求に係る公文書を公開若しくは非公開又は不存在と決定した場合は、個人に関する情報の保護及び利益の棄損に加え、公教育及び他の保護者への混乱を生じさせるおそれがある。よって、個人の処罰の有無を公開する公益上の必要性は、これをみだりに公開されない保護利益と比較衡量すると相対的に低いと判断した。

第5 審査会の判断

- (1) 公開条例第11条の趣旨について

公開条例に基づく公開請求においては、公開条例第7条の規定に基づき、同条各号に規定する非公開情報を除き、公開しなければならないと規定されている。しかし、公開条例第11条の「当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを

答えるだけで、非公開情報を公開することとなる」との規定は、公開請求に係る公文書が存在しているかどうかを明らかにすることにより、結果的に同条例第7条各号の非公開情報の規定により保護しようとしている利益が損なわれるおそれがある場合には、例外的に公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができるとするものである。

(2) 公開条例第10条の趣旨について

公開条例第7条各号に規定する非公開理由の判断においては、非公開とすることが通例であっても、個々の事例における特殊な事情によって、公開する利益と非公開とする利益を比較衡量し、実施機関の裁量により、条例の規定を逸脱しない範囲において公開することを認めたものであると解する。

(3) 不服申立て理由の検討

ア 本件公文書公開請求に係る公文書は、その請求内容から特定の個人（公務員）の処罰に係る一連の処理過程における文書であると推測されるが、これらの情報は、公開条例第7条第1号に規定する「通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められるもの」に該当するものと判断する。

この点における個人のプライバシー保護に関しては、一般私人のみならず、公務員も個人として保護されるべきプライバシーを有することから、実施機関が示した平成10年11月12日東京地裁判決（以下「裁判例」という。）において、「公務員の公務に関連した情報であっても、公務員の勤務態度、勤務成績、処分歴等、個人の資質、名誉に関わる当該公務員固有の情報であって、本人としては、一般的にこれを他人に知られたいと望み、そう望むことが正当であると認められるものについては、公務員の個人に関する情報としてみだりに公開されるべきではない」と判示されており、本審査会も同様の判断である。

イ 次に、審査請求人の請求内容は、多項目にわたるため、一部の公文書については、存否を明らかにする決定（一部非公開決定等）が妥当ではなかったのかが問題となる。

しかしながら、請求内容に係る各公文書は、特定の個人の処罰に係る一連の処理過程に関する文書であるため、形式上は各独立した文書であるが、その内容は連続した一連の処理過程を示す記録であるため、その1つでも存否を明らかにした場合には、当該特定の個人が処分歴又は処分相当の問題行為の有無を明ら

かにすることとなり、本来保護すべき個人に係る情報を公開する結果となるため、全ての公文書につき存否を明らかにしないとした決定は妥当であったと判断する。

ウ 公開条例第10条の趣旨については前記（2）で示したとおりである。

この点に関する実施機関の主張は、審査請求人が主張する公益上の理由を踏まえても、仮に存否を明らかにして文書を公開又は非公開とした場合には、個人に関する情報の保護（個人の処罰に関する情報については、より強くその保護が求められる）、利益の棄損に加えて、公教育及び他の保護者への混乱を生じさせるおそれがあり、個人の処罰の有無を公開する公益上の必要性は、これをみだりに公開されない保護利益と比較衡量すると相対的に低いと判断したとのものであり、判断には一定の合理性及び相当性があるものと思料する。

したがって、公開条例第10条の趣旨を勘案しても本件決定に係る実施機関の決定は、裁量を逸脱するものではなく相当であると判断する。

エ 以上のことから、本件公文書公開請求の対象となった公文書を、存否を明らかにしない決定とした実施機関の判断は妥当であることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第6 付言

本件公文書公開請求に係る一連の事務処理において、決定通知書に根拠条例の明記がないことは明らかであり、実施機関には決定の根拠となる条例の明記を行うことを強く求める。

また、本審査会は、本件決定に係る実施機関の判断は妥当なものであったと判断するが、公文書の存否を明らかにしない決定については、これが濫用されれば公開条例を定めた目的（公開条例第1条）が没却されることになることから、今後も慎重に判断されることを強く求め、付言とする。

第7 審査の経過

本件諮問に係る審査の経過は、以下のとおりである。

年 月 日	審 査 の 経 過
令和2年10月13日	諮問書・弁明書の受理
令和2年10月14日	審査請求人に弁明書の写しの送付及び意見書の提出について照会
令和2年10月30日	審議（第1回）
令和2年11月6日	審査請求人からの意見書の受理
令和2年11月9日	実施機関に意見書の写しの送付
令和2年11月27日	審査請求人及び実施機関による口頭意見陳述 審議（第2回）
令和2年12月10日	審議（第3回） 答申の検討
令和2年12月15日	答申